

上町農産物直売施設広葉樹活用デザイン・什器製作業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

上町農産物直売施設広葉樹活用デザイン・什器製作業務委託

2 委託業務の実施場所及び範囲

上町農産物直売施設（岐阜県飛騨市古川町上町字下落 1347-1 番地）

3 委託業務の履行期限

契約締結の日から令和4年3月31日まで（予定）

4 委託業務の目的

本施設は飛騨地域で生産される農産物や特産加工品の販売拠点とするため、令和3年度に道の駅アルプ飛騨古川構内に建設する。飛騨地域で生産されるすべての生産物は、広葉樹が大半を占める飛騨の山々から注がれるミネラル豊富な水によって育まれていることから、森とすべての恵みが「水」という一本の生命線で繋がっているというストーリー性と、生産者の皆さんが自慢の野菜を披露する舞台であるということ、加えてナンバーワンのおもてなしを目指す直売所として、その背景の親和性をイメージできるものとして「飛騨いち舞台」を本施設のコンセプトに掲げた。

一方で、市が推進する「広葉樹のまちづくり」におけるこれまでの取り組みにより、市内産小径木広葉樹を外部クリエイターのアイデアや市内木工作家が有する高い技術により新たに商品・ブランド化する取り組みが進められており、こうした取組みを市内外に広くPRしていく必要がある。

こうしたことから、本施設の風除室及び物販エリアを「飛騨いち舞台」をイメージできる空間となるよう木質化することで、多くの方にその価値を伝えるとともに、市有施設活用のモデルケースとして全国に発信することを目的とする。

5 委託業務の内容

① 本施設内の風除室及び物販エリアの木質化空間デザイン設計及び別途発注する上町農産物直売施設整備(その2)工事の監修業務

※本業務における設計、工事の監修を以降「業務一式」という

本施設の風除室及び物販エリアを市内産もしくは飛騨地域産広葉樹材を用いて木質化し、市民をはじめ本施設を訪れる様々な方に広葉樹の価値と飛騨市が取り組む「広葉樹のまちづくり」を伝えるとともに、市内産広葉樹でデザインされた室内装飾や木製什器デザインを通して「森」と「恵み」の親和性がイメージできる一体的な木質空間を創出する。

② 木製什器のデザイン設計及び製作・配置

木製什器を市内産広葉樹もしくは飛騨地域産広葉樹により製作し配置する。木製什器

の形状・寸法及び個数は参考資料2を参照とし、参考資料3に基づいて配置する。

- ③ 風除室(裏面壁)[参考資料3 Y5-X1-X3]について、飛騨市が取組む「広葉樹のまちづくり」をPRするためのギャラリーを設置すること。(参考資料5)
- ④ 可動式看板の設計及び製作・配置(屋外に配置)
道の駅を訪れた方が、外から見ても農産物直売所であることがわかるような看板を設置すること。形状・寸法の参考値は参考資料2を参照のこと。

6 委託条件

- ① 使用材料について
 - 木材の使用にあたっては、飛騨市産広葉樹をできる限り多く使用することとし、市内事業者からの手配に配慮すること。
 - 使用する樹種は問わない。ただし、色や堅さなど、広葉樹が持つ特色が活かせるよう配慮すること。また、目に触れない箇所など、本業務の主旨に反しない限りにおいては針葉樹の使用を妨げない。
 - 木製什器の製作について、使用する材が飛騨市産材または飛騨地域産材であることが分かる書類を発注者に提出すること。
- ② 広葉樹活用デザイン設計及び什器製作における留意事項
 - 標準仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和3年度版」による。
 - 本施設の建設工事<上町農産物直売施設整備(その1)工事>の内装部の仕上げはプラスターボード仕上げの状態のため、仕上げを踏まえたデザイン設計とする。
 - 木製什器の製作にあたっては、部材の剥がれやささくれの発生がない加工や仕上げとするほか、高齢者や障がい者が安全かつ快適に利用できる整備内容とする。
 - 電気・コンセントは、工事完了後も使用可能な状態にしておくこと。
- ③ 木製什器の設置における留意事項
 - 物販エリアに設置する木製什器は可動式とし、状況に応じてスペースを効率的に使用できるよう工夫すること。
 - 机及び椅子は既製品も可とする。ただし、①の記載事項に留意すること。
- ④ 工程に関する留意事項
 - 本業務で設計した仕様に基づき上町農産物直売施設整備(その2)工事を発注するため、R4.1月に別途工事の発注が行えるようなスケジュールでデザイン設計を行うこと。(参考資料4参照)
- ⑥ 事故、破損の未然防止と発生時の対応
 - 上町農産物直売施設整備(その2)工事の監修業務に際し、上町農産物直売施設整備(その1)工事の請負業者と、工程調整を行い効率化を図るとともに適切な安全対策に努めること。
 - 受注者は工事の監修業務にあたり、躯体を破損することがないように十分気をつけ

ること。

- 受注者は、監修業務にあたって第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が受注者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 受注者は、監修業務において事故等が発生した場合は、責任を持って対処するとともに、市に対してその内容を迅速に報告すること。

⑥ 法令の遵守

- 業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守し、必要な届出・手続き等はあらかじめ市と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって施工し、全て受注者の責任施工とする。
- 本業務において、建築基準法の不適合箇所を発生させないようにすること。
- 建築基準法適合の確認は、一級建築士の資格保有者に行わせること。

⑦ その他

- 隣接事業者に配慮し、騒音・振動・臭気対策に努めること。なお、著しい騒音を伴う工事については、市及び隣接事業者との事前協議を踏まえ実施すること。
- 本施設の水道及び電気等を使用する場合は、上町農産物直売施設整備(その1)工事(別途発注工事)の請負業者及び市と事前協議すること。

6 成果品

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。なお、本成果品の著作権は飛騨市が保有するものとする。

- (ア) 設計図書（図面、使用材料一覧表） 2部
- (イ) 上記に係る電子データ（DXF 及び PDF） 1部
※CD、DVD 等の外部記憶媒体に保存して提出
- (ウ) 工事監理書類 1部

7 その他

- 市は本業務を達成するために、受託者の求めに応じて市が有する提供可能な関連データ等の提供を行うものとする。
- 市及び受託者は、本業務の目的を達成するため両者による打合せを随時行うことができるものとする。
- 市は、業務状況、遂行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- この仕様書に定めのない事項及びその仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ定めることとする。